

令和7年11月定例会 経済委員会（付託）

令和7年12月10日（水）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

出席委員

| | | |
|------|----|----|
| 委員長 | 沢本 | 勝彦 |
| 副委員長 | 重清 | 佳之 |
| 委員 | 岡田 | 理絵 |
| 委員 | 井村 | 保裕 |
| 委員 | 寺井 | 正邇 |
| 委員 | 北島 | 一人 |
| 委員 | 仁木 | 啓人 |
| 委員 | 岸本 | 淳志 |
| 委員 | 岡田 | 晋 |

委員外議員

| | | |
|----|----|---|
| 議員 | 扶川 | 敦 |
|----|----|---|

議会事務局

| | |
|---------|-------|
| 議事課副課長 | 山田久美子 |
| 議事課課長補佐 | 一宮 ルミ |
| 議事課主任 | 横山 雄大 |

説明者職氏名

〔農林水産部〕

| | |
|--------------------|-------|
| 部長 | 里 圭一郎 |
| 副部長 | 七條 和義 |
| 副部長 | 鈴木 光明 |
| 次長（水産振興課長事務取扱） | 岡久 正治 |
| 農林水産政策課長 | 平島聡一郎 |
| 農林水産政策課農地政策室長 | 矢野 聡 |
| みどり戦略推進課長 | 水口 晶子 |
| みどり戦略推進課販売・物流支援室長 | 新居 義治 |
| 鳥獣対策・里山振興課長 | 渡辺 裕恭 |
| 畜産振興課長 | 福見 善之 |
| 畜産振興課家畜防疫対策担当課長 | 片山久美子 |
| 林業振興課長 | 須恵 丈二 |
| 林業振興課木材増産・加工流通担当課長 | 木本 正二 |
| 漁業管理調整課長 | 嶋村 一郎 |
| 農林水産総合技術支援センター所長 | 伏谷 茂 |

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 農林水産総合技術支援センター副所長 | 宮崎幸一郎 |
| 農林水産総合技術支援センター経営推進課長 | 山本 憲 |
| 農林水産総合技術支援センター経営推進課 企画・プロジェクト担当課長 | 富永 貴嗣 |
| 農山漁村振興課長 | 中原 幹起 |
| 生産基盤課長 | 若山 健一 |
| 生産基盤課水産基盤・国営担当課長 | 野村 卓也 |
| 森林土木・保全課長 | 井村 慎也 |

【報告事項】

- ターンテーブルの運営評価について（資料1）
- 吉野川の第5種共同漁業権取消処分について（資料2）

沢本勝彦委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案につきましては、さきの委員会におきまして説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

里農林水産部長

この際、2点御報告させていただきます。

お手元にお配りしております、資料1を御覧ください。

1点目は、ターンテーブルの運営評価についてでございます。

ターンテーブルの施設管理者であるジャパンアセットマネジメント株式会社と県との賃貸借契約期限は、令和9年3月末までとなっております。

この度、契約満了後の対応を検討するため、外部有識者から成る運営評価委員会において、施設の設置効果の検証・評価を実施いたしましたので、評価委員会から提出された運営状況に関する意見書について御報告を申し上げます。

2、評価委員会の意見でございます。

（1）成果といたしまして、ターンテーブルは、県産食材を使用した豊富なメニュー開発や季節ごとのフェアを実施するなど質の高い料理を提供し、利用者から高評価を得るとともに、地域イベントへの出店など地域とのつながりを深める活動により、固定客の取り込みに成功している。こうした地道な活動は、情報発信や販路拡大という点において一定の成果を上げているとの評価を頂いてございます。

一方、（2）課題としましては、渋谷駅の繁華街から外れた立地や、施設の装飾をはじめとする控えめなPRなど、徳島県をあえて前面に出さないコンセプトのために、利用者に徳島県や徳島の食を効果的に発信できているとは言い難い。

また、商圈は神泉町や周辺地域が中心で情報発信効果は限定的であり、開設当初は特徴

的なコンセプトが注目を集め、各種メディアに取り上げられたものの、令和4年度以降は主要メディアへの掲載は減少傾向にあり、話題性も低下している。

さらに、運営面においては、開設から8年のうち黒字経営は2年間のみであることに加え、現施設は築29年が経過しており、今後、多額の改修費用が見込まれるなどが挙げられております。

また、（3）方向性に関しましては、首都圏において更なる徳島県の認知度向上や県産品の販路拡大を図るには、徳島県をあえて前面に出さないというコンセプトの見直しが必要である。県においては、ターンテーブルのほか、SNS、ふるさと納税、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構を活用した情報発信、販路拡大対策についても、併せて検討されたいとの御意見を頂戴しております。

ターンテーブルの運営評価についての報告は、以上でございます。

続いて、2点目の吉野川の第5種共同漁業権取消処分についてでございます。

資料2を御覧ください。

吉野川に設定されている第5種共同漁業権の取消しについて、徳島県内水面漁場管理委員会に諮問していたところ、取消処分は妥当との答申があったことから、漁業法の規定に基づき、漁業権の取消処分を行うこととしております。

1、取り消す漁業権の内容につきまして、（1）漁業の種類は、ウナギ、コイ、アユ、アマゴに対する第5種共同漁業であり、（3）存続期間は、令和5年9月1日から令和15年8月31日の10年間でございます。

（4）漁業権者は、吉野川漁業協同組合連合会、吉野川西部漁業協同組合、三好河川漁業協同組合となっております。

次に、2、取り消す理由といたしまして、県が本年1月8日に発出しました漁業法に基づく増殖命令に対し、当該漁業権者が従わず増殖行為を行わなかったためです。

3、今後の対応案につきましては、令和8年1月に流域市町や河川管理者等により構成される吉野川水産振興連絡会（仮称）を設立し、吉野川における採捕秩序の維持、水産資源の維持・保全に必要な情報の共有や意見交換を実施し、引き続き、漁場をしっかりと管理してまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

沢本勝彦委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田理絵委員

今、部長から説明がありましたターンテーブルについてお伺いさせていただきます。

先ほどの運営評価委員会の意見書では、かなり厳しい意見が出されていたように思うのですがけれども、ただ、徳島県産材を使って徳島の名前を出さずに東京でPRすると鳴り物入りで始めた事業でして、その当時、私も議員をさせてもらっていましたが、前のトリ

マーの学校であった時代の建物から見せてもらいに行きまして、今、渋谷の少し外れというお話もありましたが、道玄坂を上った所の少し分かりにくいところが、逆に徳島の売りになるのではないかということで始められたターンテーブルであったと記憶しております。

ただいま説明にありましたように、渋谷の街が大改造されておりまして、駅前周辺にどんどん新しいビルが建ってきて、今、内藤廣さんという建築家が渋谷駅の改装をしていて、その企画展を見せてもらいに行ったのですが、渋谷のコンセプトというのは非常に面白いものを持ちながら、駅周辺が大々的に変わってきているので、現状、どちらかというところから奥に入ろうかという流れになっていないのが現実なのかなと。時代の流れとともに街の持つ顔のエリアが変わってきたのかなと、先般実感させてもらったところで、今日の話も伺ったのです。

徳島県にとりまして、初めは草薨君の映画の一部にもなっていて、思わずその映画を一生懸命探してターンテーブルが映っているのを確認させてもらったのですが、それぐらい取り上げられて、実際、その映画の反響もあって、ファンの方が推し活の一部として来てくれている話をターンテーブルの方からも聞いていたのですが、何だかんだと時間がたつに従って慣れてしまったら、地元の方にも割と通過されてしまう、普通になってしまったところも含めていろんな評価をされたと思うのですけれども、一定の成果を上げられてきたのは非常に評価できる部分ではないかと思うのです。

具体的にどのような活動が評価に値したのでしょうか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま岡田委員より、ターンテーブルのこれまでの活動と運営評価委員会での評価について御質問いただきました。

ターンテーブルは、平成30年2月に徳島の食とライフスタイルをテーマとしました情報発信と交流拠点として開設しまして、徳島や徳島の食の認知度向上と販売拡大に向けた活動を行ってきたところでございます。

特に運営評価委員の皆様からは、県産食材の魅力を引き出す新たなメニュー開発やメニューフェアの実施、ふるさと渋谷フェスティバルといった地域イベントへの出店など、地域とのつながりを深める活動により、近隣のオフィス客や住民などの固定客を取り込んでいること、テストマーケティングを通じた消費者ニーズの収集、フィードバックや周辺飲食店等への外食活動、徳島ゆかりのスタッフを中心としたネットワークの形成などの取組について、限定的ではあるものの、一定の成果を上げたとの評価を頂いているところでございます。

岡田理絵委員

県産材を知ってもらう機会として始めた頃には、認知度を上げるための効果やマスコミへの露出もあったということなので、そういう評価を頂けたということなのですね。

一方では、先ほど私見も申し上げましたが、なかなか厳しい評価もございまして、委員の皆さん方が申されていたような厳しい意見がありましたら、教えてください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま岡田委員より、評価委員会での厳しい意見とこれに対する県の考え方について御質問いただいたと思います。

まず、ターンテーブルにつきましては、徳島県の認知度が低い首都圏におきまして徳島ブランドを発信し浸透させるために、他のアンテナショップと全く異なる戦略的なブランディングが必要であるとの考えから、あえて徳島であることを前面に出さずに、飲食や宿泊体験の中で徳島と密に接していただき価値を発見していただく仕掛けを持つ、全国初の泊まれるアンテナショップとして開設いたしました。また、立地は上質な飲食店や感度の高い人々が集まる奥渋谷が事業効果が高いということで、選択させていただいたものでございます。

運営評価委員会からは、客観的な設置効果を評価いただくとともに、更なる徳島県の認知度向上や県産品の販売拡大を図る観点から、様々な議論を活発に行っていただいたところでございます。

特に、立地とコンセプトについては厳しい意見を頂いておりますが、具体的には繁華街から外れているということで集客範囲が限定的である。情報発信拠点、アンテナショップとして設置するならば、人が多く集まる場所にすべきである。

ほか、来店目的が飲食、宿泊のためで、必ずしも徳島に興味がある方が来店しているわけではないということで、移住や観光などにつながる可能性が低い。徳島を前面に出さないコンセプトのため、スタッフによる補足説明や予備知識がなければ、徳島県のアンテナショップであることを認識することが難しく、効果的に発信できているとは言い難い。

また、広告媒体が縦型ショート動画のSNSに移行しているということで、それまではテレビとか雑誌とかに取り上げられていたが、これからはシンプルで直感的に理解できるコンセプトが望ましいのではないかという御意見ですとか、国際定期便就航等の関係を生かした新たな事業の創出や国際交流、関係人口の拡大、地域商社と連携したプロモーションといった、現在の県の総合的な戦略に合致していないなどの御意見を頂いております。

また、運営面におきましては、これまで黒字経営が2年間のみであり、赤字につきましては県の負担にはならないものの、事業の持続性に課題があるのではないかと。さらに、築29年を経過し老朽化した現施設の維持には多額の費用が見込まれるなど、継続する場合の課題も御指摘いただいているところでございます。

このような厳しい御意見を頂く結果となった原因としましては、この10年間において、インバウンドの急激な増加やSNSの発展など、急激な社会情勢の変化があったことなどから、今のコンセプトや立地が最適なものではなくなっているものと考えております。

今回の運営評価委員会からの意見において指摘された課題については、非常に重く受け止めているところでございます。

岡田理絵委員

私は、言われた意見はそのとおりでなと思いながら、拝聴させてもらっておりました。

ただ、初めて設置する時にいた議員としては、設置する時にはものすごく新しいコンセプトだなというのと、徳島が世界的にそこまで知られていないという認識が甘かったのかなというのが今の反省点です。なぜなら、徳島を隠していても、徳島を知っている私たち

から見ればそんなのは徳島と分かるではないかという思いが、多分最初のコンセプトの練り上げの時にあったと思うのですけれども。それでは徳島を見付けてくれる人がいないほど徳島の認知度が低かったところがスタートの見極めの甘さだったのかなと、今となっては思っています。

10年のいろいろな流れの中には、広報媒体が変わって来られる方も変わってきたり、また渋谷の街自体がものすごく変化したところがあるので、それについてはもう本当におっしゃるとおりの、いつまでも続けるのかどうかという部分での話になってくるのかなと思います。

令和9年3月ということは、来年度の3月で一度賃貸借契約が満了するというところで、県としては、今後の在り方をどういうふうに考えているのでしょうか。

沢本勝彦委員長

小休します。（10時47分）

沢本勝彦委員長

再開します。（10時48分）

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま岡田委員より、ターンテーブルの今後について御質問いただきました。

運営評価委員会からの御意見に加えまして、県の戦略により、今後は東京だけでなく、積極的に大阪、京都、福岡などのインバウンドが集まる地域で農林水産物のPRを図っていく必要があることと、県産品の販売などに地域商社が設立されたこと、施設が開設10年目を迎えること、築29年を経過して施設の老朽化や雨漏りの発生が見られること、さらに、当該施設の所有者である東急株式会社から、契約満了後の契約の継続を希望しない旨の意向が示されたことなどを総合的に判断しまして、県としましては、現在の施設の賃貸借契約を更新しない方向で進めてまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

令和9年3月で終了する方向で進めていくと。逆に言うと、1年間を掛けて、閉める手続を取っていくという説明で、今の説明の中にありましたが、新たな候補地としては東京にこだわらず日本各地で、インバウンドでいろいろ注目を浴びている地域にも、徳島県としていろんな方法で徳島を知ってもらおうきっかけを作っていくことで進めていくという話なのです。

店仕舞と合わせて、新しい出発をどうするかは令和8年度にされていくと解釈させていただきたいと思うのですけれども、そうなりますと、徳島県の情報発信や県の農業水産物のPR、販路拡大という部分が徳島県にとっては非常に貴重な一次産業でございまして、この産業なくしては本当に徳島県が成り立っていかないぐらい重要な部分であります。

是非その部分におかれましても、引き続き、今以上の成果を上げられるような場所、そして販路拡大につながる世界に向けて、ここでアンテナショップを作っていたら、そこからまた世界につながっていたとか、そこに来ていた方たちがたくさん買ってくれる、また

商社の方との商談がしやすいということにつながる期待を持てるような場所で、是非進めていただくよう検討していただきたいと思うのですけれども、今後の計画としてはどのようなになっているのでしょうか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま岡田委員より、令和9年度以降はどのようにしていくのかという御質問を頂きました。

契約満了後、令和9年度以降も徳島県の魅力発信と販売物流の施策は大変重要であると認識しておりまして、今後は新たに設立されました地域商社や経済産業部等の関係部局と緊密に連携を図りながら、より効果的な発信手法を検討してまいりたいと考えております。

また、意見書でも提案がありましたSNSやふるさと納税等の多様なチャンネルを活用した販売拡大施策についても、併せて検討を深めてまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

是非、慎重に検討していただくとともに、時代の流れは非常に早いです。今、縦型のSNSの発信という話がありましたけど、1年後にはそれが流行っているかどうか誰も分からない現実がありますので、その時代に追いつくことができるツールを使って、徳島の本物が発信できるような仕組みを是非考えていただきたいとお願いするとともに、現在レストランを運営されている方とか、全般に関わってくださっている方もいらっしゃいますので、そここのところの後始末の仕方とかを丁寧に行っていただけるように、そこはお願いの段階ですがさせていただきたいと思えます。

そして、移行までの来年度1年間が空白にならないように、その部分は積極的に、今あるコンテンツを使って発信を続けてもらえるように、是非継続できるような方法を見つけてもらえればとお願いしたいと思えます。

続きまして、レンコンの再生の話について質疑させていただきたいと思うのですけれども、先般、水掘りレンコンの体験会がありました。

9月定例会において、レンコンの産地で非常に困っているという話をさせていただいたのですけれども、そうしたら早速、水掘りの実証実験を松茂のほ場で行っていただきましたが、どんな感じだったのか、説明をお願いしますか。

富永農林水産総合技術支援センター経営推進課企画・プロジェクト担当課長

ただいま岡田委員より、レンコンの水掘りの実証実験につきまして御質問がございました。

県におきましては、昨年度、レンコン産地の再生を図るれんこんV字回復プロジェクトを立ち上げ、産地を構成する農業協同組合（JA）や生産者と共に生産現場の課題解決を進めておりまして、そのうち作業体系効率化に向けた取組の一つとして、他産地では収穫方法の主流となっております水掘りの実証実験を行ったところでございます。

今回、手掘りで収穫している松茂町と板野町の地域におきまして、ほ場を選定し、11月に実証実験を実施したところ、参加いただいた生産者の方からは、手掘りに比べて熟練の技術を必要としないことから、水掘りは作業の不慣れなアルバイトの方も取り組みやすい

方法であり、今後、規模拡大を考える中、是非導入したいとの評価を頂いたところです。

一方で、水掘りの水流によりレンコンに対する擦り傷が発生しまして、手掘りに比べ外観品質は若干劣るものの、地元JAによりますと、市場出荷には大きく支障がないことが確認できました。

岡田理絵委員

水掘りの市場出荷に影響がないという話です。

ちょうど松茂町の実証実験の時に、見させてもらうために立たせてもらいました。体験されていたのが、従来手掘りでレンコンを掘っている農家さんで、水掘りは初体験ということでしたが、外から見ているだけでも手掘りのほうが割と楽そうにしている、実際に水掘りを初めてするので割と苦戦しているような光景を見ました。

鳴門のレンコン畑は粘土質で土が重たくて、農家さんにいろいろ聞くと、植えている品種とかその土の状況とかによって手掘りの方が向いているから、当然50年以上手掘りで鳴門のレンコンが作られてきたのですけれども、今おっしゃってくださったような、新しく参入される方とか、外国人就労研修生であったりとか、新規就労者であったりという方たちにとっては、水掘りのほうが経験値を積まなくてもできる便利さというか良さがあるのかなと思えるのです。今までしてきた土地と品質に合っているのが手掘りだったから。

では、水掘りはどういうところだったら合うのかは、それこそ県なので、要望とか今まで収集したデータとかで、そこら辺だったらできますというのも多分あると思うのです。

そういうことに関して、品種とか土壌とかが手掘りに向いているような、水掘りがいいのか、それとも季節によって変えるのがいいのか、それとも農家さんによって変えたいのかについては、どのように考えられていますか。

富永農林水産総合技術支援センター経営推進課企画・プロジェクト担当課長

ただいま岡田委員より、水掘りに対する、ほ場等の向き不向きについて御質問がございました。

一般的に水掘りは、ほ場中の浅い位置に伸長する品種で、砂の割合が高く、軽い土壌のほうが向いております。逆に、土壌の深い位置に伸長する品種や粘土の割合が高いほ場では、余り向いていないとされております。他方では、生産者の方から、手掘りに比べて専門技術を必要とせず効率的であるという評価を頂いているところです。

今回の実証結果を踏まえ、県としましては、これまで産地が培ってきた手掘りによる収穫方法を基本としつつ、雇用労働力を必要とする大規模生産者や、これから規模拡大を目指す方に対しまして、土壌中の浅い位置で伸長する品種導入と合わせて水掘りの導入を選択肢の一つとして提案できるよう、引き続き水掘りが効果を発揮する土壌条件や品種につきまして検証したいと考えております。

岡田理絵委員

是非、選択肢として選べる環境を整えてほしいと思うのです。

環境というのは、生産者の方がこの畑は水掘りが向いているとか、この畑は手掘りが向いているとか、いっぱい言われている中で、いろいろ分かってきたときに水掘りに挑戦し

てみようか、この畑を水掘りに変えてみようかと思っても、今までとは違う機械が要ったり、あの時も発電機が要って、発電機からポンプの水圧で流していたと思うのですが、そうすると今までなかった新しい水掘用の機械が必要になってくるのです。

そうなってくると、お試しでしようと思っても、正しい金額かどうか分からないのですが、500万円ぐらい掛かるかもみたいなお話を聞いたので、それだったらお試しの金額ではなくて、その分の売上げにつながるのかということとすぐにはつながらないから、そのあたりの挑戦しやすい環境づくりをレンコン農家さんでも是非作ってほしいと思うのですけれども、そのあたりはどのように考えていますか。

また、土壌はどういうのがあるから進めるよう考えますというような答えがあれば、教えてください。

富永経営推進課企画・プロジェクト担当課長

ただいま岡田委員より、水掘りに関心を持った生産者の皆様に対して、今後どのように対処するかという御質問がございました。

今回の実証で得られました知見を踏まえまして、今後も品種や土壌条件の違いによる品質への影響や作業効率の検証、また自走式の新たな水掘機械を含めた現地での実証展示を通じまして、生産者の皆様の水掘りについての御理解を深めていただきたいと考えております。なお、機械の導入を希望される場合には、各種補助事業、農業制度資金などの支援制度を御活用いただきたいと思いますと考えております。

今後とも、生産者、関係機関の皆様の御協力を頂きながら、レンコン産地の生産性向上に向けた課題解決を進めてまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

挑戦しやすい環境づくりが多分キーワードやキーポイントになってきて、水掘りをしたいと思っても、なかなかできなかつたりというところにならないように、是非。

そのためには、実証実験を何回かされているのですが、その実証実験では場を貸していただきながら、県としても、されている方と一緒に農家さんに水掘り体験をしてもらうなどの機会も定期的に持っていただくと、どんなものかというのが分かって、自分の畑でもしてみようかということになっていくと思います。

その機会を作ってもらうのと、している方たちの全国の会というのもありますけど、地元の人たちでそういう深い話がしていけるような環境も整えていただいて、農家さんの負担にならないような挑戦ができる環境を是非、きちんと成立させていただくように強く要望させていただきたいと思います。

もう一つ、今日イモの手入れ砂の話も聞こうと思っていて、言うのを忘れていたのですが、そちらのほうも結果は大分出ているのですか。もう今、皆さん収穫が終わっていて、今年の結果というのはまだ出ていないのですか。どんな状況だったのか。

水口みどり戦略推進課長

ただいま、手入れ砂の実証実験のことで御質問いただきました。

収穫の調査等は現場の職員が終えているのですけれども、ただいま成果の取りまとめ中

ということで、まとめましたら御報告させていただきたいと思っております。

岡田理絵委員

イモにも手入れ砂が必要で、ほ場維持には手入れ砂が必ず必要ですので。徳島ブランドのイモの生産には、先ほどふるさと納税の話もありましたが、作ってくれる生産者がいてこそターンテーブルで売る物もあるし、ふるさと納税にも使えるし、海外戦略というところで販路拡大につながります。まずは生産者にきちんと良い物を、徳島が誇れる物を作ってもらえる環境づくりに、農林水産部を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

それから今、ワカメも今年の種付けが終わって順調のようですが、魚が獲れないとか魚のいろいろな話と、あとカキの話とか二枚貝の話、現場からはいろいろ困った声がたくさん出てきておりますので、そのあたりの情報はきちんと正確に捉えていただいて、初期動作を早く、言っていた1週間後にはまた環境が変わってきますので、そうではなくて、聞いた段階ですぐに対応できるような体制づくりをしていただいて、徳島の農家さん、林業家さん、漁師さんたちが安心して毎日を過ごせるような環境を整えていただくことを強く要望して終わります。部長、何かありましたらどうぞ。

里農林水産部長

水産業を取り巻く環境で申し上げますと、かねてより問題になっている、例えば担い手不足とか、自然現象とか、気候変動とかそういった問題もあるのですが、先般発生しました瀬戸内海のカキが死滅する問題、こうした突発的な事象や問題にもしっかり目を向けながら、事業者の皆さんが継続的に安心して農林水産業に取り組んでいただけるよう、挑戦できる環境づくりにしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

引き続き、委員の皆様方に御協力いただきまして、進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

岸本淳志委員

続いて、私もターンテーブルについてお伺いしたいと思っております。

先ほどのお話にもありましたけど、場所が非常に奥まった所で分かりづらいというか、土地勘がある近隣の住民の方であったり、近くで働いている方以外が非常に利用しにくいのかなと。私も訪れたことがありますけれども、レストランの利用者についてはインバウンド客を余り見掛けなかったのかなと思っております。

物販コーナーは、レストランの入り口に設置された県産野菜や加工品が入ったショーケースと、ホテルのところのショーケースがあるだけでして、購入されるお客様が少ないのかなと感じております。

こういった中で、ターンテーブルはレストランと物販の機能を備えておりますけれども、利用者が特定の人に限定されているのではないかと非常に思っておりまして、飲食と宿泊の相乗効果が十分発揮されていないのではないかと感じております。

そこで、ターンテーブルの利用者とほかの四国3県のアンテナショップの利用者数について、運営評価委員会ではどのような御意見が出たのか教えていただけたらと思っております。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま岸本委員から、ターンテーブルの利用者数とほかの四国3県の利用者数、宿泊機能等を含めた評価委員からの御意見について御質問があったところでございます。

令和6年度のターンテーブルの利用者につきまして、レストラン利用者は3万5,199名、物販事業者は2万1,327名、宿泊事業者が1万4,701名で合計延べ7万1,147人となっております。

一方で、他の四国3県のアンテナショップにつきましては、香川県と愛媛県が共同で運営しております香川・愛媛せとうち旬彩館は新橋にありまして、令和6年度の施設利用者は約44万8,000人となっております。また、高知県が運営いたします、まるごと高知は銀座にございまして、令和6年度の施設利用者数は約49万人となっております。

ターンテーブルの立地や機能についての運営評価委員会からの御意見につきましては、先ほども報告させていただきましたが、渋谷の繁華街から外れているので集客が限定的ということと、徳島をあえて前面に出さないコンセプトのため、来店目的が飲食・宿泊を中心に限定されているのではないかと、レストラン、ホテル、マルシェが総合的な発信力として十分に機能していないのではないかと御意見も頂戴したところでございます。

岸本淳志委員

先ほどの数字をお伺いして、ターンテーブルの利用者は非常に少ないのではないかと思います。

神泉であったりとか、その周辺地域の認知度は上げられているかもしれないのですが、多くの人に徳島の名前や食材などを知ってもらうという点では、効果は非常に限定的なのではないかと思っています。物販も販売スペースが少なく、現立地では集客の範囲がかなり限られているのではないかと思います。そのため、費用対効果や現状の課題を鑑みても、令和9年度以降に契約を更新すべきではないと私は考えます。

今後については、他県のアンテナショップのように一等地というか、非常に地価が高い所に構えるとPR効果も高いと思うのですが、高額な費用が掛かってくることもありますので、インバウンドや観光客が集まるような所で、期間限定的にポップアップなどを機動的に展開すると、予算の観点からも有効ではないかと考えるのですが、県の御所見をお伺いできればと思います。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま岸本委員から、今後の効果的なPR方法としまして、期間限定のポップアップのようなイベントもどんどん取り込むべきという提案を頂きました。

イベントや観光客が集まる所でのポップアップイベントとしまして、今年度は経済産業部が地域商社と提携しまして、先月11月1日から11月30日の1か月間、KITTE大阪で「掘り起こせ！とくしまグルメ」フェアを実施したところでございます。また、この週末12月11日から14日は京都河原町ガーデンで、冬のぐるっと四国めぐりフェアという物産フェアを実施する予定となっております。こうしたポップアップ出店につきましては、期間限定であるものの機動的に展開できることから、PRする上で有効な手段の一つであると考えております。

今後につきましては、地域商社や経済産業部等々の関係部局と緊密に連携を図りながら、より効果的で効率的な発信方法を検討してまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

御答弁いただきました大阪から京都の展開はもちろんなのですが、今、羽田空港で定期的に行っている首都圏プロモーションのようなことも非常に良い取組だと思っております。

事業の終了ということで、次のステージへの転換点でございます。今後は地域商社と連携しまして、おいしい徳島の食であったり、文化・観光も宣伝していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

釣〜リズムの観点で質問させていただきたいのですが、水産庁では、海や旅行を活用したマリンレジャーであったり、飲食・販売などによる漁村地域のにぎわいであったりとか、家族・友人等での海業を全国的に推進しておりまして、本県においては、釣りの魅力を観光誘客につなげる釣〜リズムは非常に有効な手段だと、私は最近再認識しているところではあります。

このような中、昨年度の経済委員会でも先進事例として御紹介させていただきました、静岡県の西伊豆町の取組でアプリの海釣りGO!!というのがあるのですが、本年度から全国7か所で紹介されるとともに、釣り客が釣ったウツボやイボダイといった低利用魚のお土産の購入や、使用可能な地域通貨と交換できる取組が始まりますので、釣りを軸とした地域の活性化につながる取組も広がりを見せております。

本県においても有効な取組であると考えているのですが、県の御意見をお伺いできればと思っております。

野村生産基盤課水産基盤・国営担当課長

ただいま岸本委員より、釣〜リズムの観点での議論について御質問を頂きました。

漁村地域の活性化の一つの方策として、釣〜リズムの推進は効果的であると考えておりますが、実現に向けては、同一資源の利用をめぐるトラブルが発生しがちであった漁業者と釣り人の双方に利益がある形を構築することが重要であると認識しております。

委員から御紹介いただきましたアプリにつきましては、場所及び時間指定による漁業者と釣り人の棲み分けや、利用料金を漁港に還元する仕組みのほか、低利用魚の有効活用など漁港を活用した釣〜リズムにおいて非常に参考になるものと考えております。

また、委員から御提案のあった低利用魚を地域通貨と交換できる仕組みは、アイゴやチヌなどの海藻を食べる低利用魚が増えたことによる藻場の磯焼けや海藻養殖への被害が拡大している本県においても、食害対策に寄与する可能性を有しておりまして、漁業振興の面でも効果が期待される分野だと認識しております。

一方で、こうした事例は漁業者に十分認知されていないと考えられることから、まずは委員から御紹介いただいた取組をはじめとする海業の先進事例の周知に努めることとしますが、漁港は漁業者が生業として生産活動を行う施設であるという大前提があり、漁業活動への支障となつてはならないものと考えております。取組を進める上では、漁業者の御理解や御協力を得た上で、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

漁業者の邪魔になるようなことがあってはいけませんので、そのあたりを十分に考慮しながら、こうした地域に還元できるシステムなどを研究していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先日、スペインにおいて野生のイノシシでアフリカ豚熱の発生が確認されまして、同国から日本への豚肉の輸入禁止措置がとられたという報道がございましたけれども、このアフリカ豚熱は世界的にも問題になっていると思います。

まず、アフリカ豚熱がどのような病気で、国内外の発生状況はどうなっているか教えていただければと思います。

片山畜産振興課家畜防疫対策担当課長

ただいま岸本委員より、アフリカ豚熱の発生状況などについて御質問を頂きました。

アフリカ豚熱は、ブタやイノシシが感染し、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率が高いウイルス性の伝染病でありまして、有効なワクチンや治療法がなく、国内で発生した場合、養豚業に甚大な被害を及ぼすことから、家畜伝染病予防法により、殺処分などの措置が必要な法定伝染病に指定されています。

この伝染病は、アフリカで常在的に発生が確認されていましたが、2007年、ジョージアで初めて発生が確認されて以降、欧州での感染が拡大しまして、2020年にはドイツ、イタリア、委員からお話があったように、直近では11月28日にスペインで発生が確認されたところです。

また、アジアにおいても広く発生が確認されており、2018年に中国で発生が確認されて以降、2019年には韓国、今年10月には台湾で確認されておりまして、現在、東アジアで発生していない国は日本のみという状況になっております。

岸本淳志委員

まだ日本では発生していないということですが、近くで発生していることを考えましたら、非常に警戒が重要であることが分かりました。

まず、国内にアフリカ豚熱を持ち込ませないことが大事だと思うのですが、現在、どのような対策が行われているのか教えていただきたいと思います。

片山畜産振興課家畜防疫対策担当課長

ただいま岸本委員より、アフリカ豚熱を国内へ持ち込ませない対策について御質問を頂きました。

これまでアフリカ豚熱が国内に侵入した国では、養豚業に甚大な被害が生じていることから、侵入を防止するためには徹底した水際対策が必要であると考えております。

昨今の訪日外国人の増加に伴い、旅行客の携帯品や海外郵便物で豚肉や豚肉加工製品が違法に持ち込まれることにより、アフリカ豚熱ウイルスが国内に侵入する危険性が指摘されており、国において、空海港における水際対策の強化が図られているところです。

実際、違法に持ち込まれた豚肉などからアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子を検出ですとか、

ウイルスが分離されるという事例が確認されているところです。

水際対策としまして、具体的には海外からの旅行者と携帯品目などの検査を国の機関である動物検疫所が行っており、家畜防疫官による旅行者への口頭質問や手荷物検査、圏域探知機による探知活動などが、アフリカ豚熱発生国からの直行便などリスクが高い便に設定して行なわれています。

なお、徳島においても国際便の就航に合わせて家畜防疫官が派遣され、税関と連携しながら検疫業務を行っているところです。

岸本淳志委員

本県におきましても国際便が就航しており、水際対策が非常に重要であるということです。こういったリスクの高い海外便に対して、徹底した侵入防止対策がとられていることはよく分かりました。

こうした水際対策だけでなく、県内の養豚場で発生させないための対策も必要と考えております。県ではどのような対策をしているのか、お示しいただけたらと思います。

片山畜産振興課家畜防疫対策担当課長

ただいま岸本委員より、アフリカ豚熱の発生を防ぐための県の対応について御質問を頂きました。

県内養豚場でアフリカ豚熱の発生を防ぐためには、感染源となる野生イノシシへの対策と養豚場での対策が必要となります。

県内野生イノシシにつきましては、野生イノシシの血液や死亡個体について、豚熱の検査と併せましてアフリカ豚熱についても遺伝子検査を行っており、監視を強化しております。なお、現在までの検査は全部陰性であり、県内には侵入していないことを確認しております。

また、侵入リスクが高まっている状況を踏まえまして、万が一国内に侵入した際に備え、令和6年度からは、アフリカ豚熱に対する理解を深めるため、市町村、県猟友会、養豚関係団体などの関係者を参集し研修会を開催しており、加えて、今年度は10月に新たに具体的な対応を確認するため、野生イノシシで感染が確認された場合を想定した実地訓練を行ったところです。

養豚農家に対しましては、海外のアフリカ豚熱の発生状況について、家畜を検疫し処理する方法を関係者が参加する会議などを活用し周知するとともに、いつ国内へウイルスが侵入してもおかしくない状況であることから、農場を出入りする人や車両の消毒を徹底、農舎ごとの作業服や長靴の交換、野生イノシシの農場侵入を防ぐため設置しています防護柵の点検など、発生予防対策を確実に行うよう、個々の農場に対し指導を行っているところです。

今後とも、県内での発生を防ぐため、県や関係機関と連携し更なる防疫対策の強化を図ってまいります。

岸本淳志委員

県内でも、監視体制や防疫対策が強化されていることがよく分かりました。

もしも発生してしまいましたら、養豚産業に非常に甚大な被害が出ることになってしまいますので、これから対策を徹底していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

仁木啓人委員

手短かに質問させていただきたいと思いますが、ターンテーブル関係で頂きましたこの運営評価には、これまでの成果と課題とターンテーブル運営評価委員会の個別評価がありますけれども、この課題と方向性のところを見させていただきましたら、三つに分類できるのではないかと思います。

この語尾のところが必要となるところというのは、今後続けていくのであれば、若しくは事業を変えてまた同じようなことをするのであれば、これが必要という部分になってくると思います。

それ以外の部分で言いましたら、例えば、情報発信拠点やアンテナショップとして設置するなら人が多く集まる場所にすべき、何とかするべきと書いてあるものは、事業をこういうふうに変えていかなければいけないと、実質的にこうしたほうが良いという評価であると思います。

それ以外に、来店目的が飲食・宿泊中心で、徳島県への興味ではないため、観光・移住につながる可能性が低いとか、徳島ゆかりのスタッフのPRは、声掛けができた人々に限定されるとか、何とかされるとかとなっているのは、客観的評価と思います。現状を見ての評価。

だから、全般的に見たら厳しい意見かなという部分もあろうかと思うのですが、その中には、続けていくのだったらこうしたほうが良いとか、続けていくのだったらそれが必要というところもありますから、今からどうしていかによって変わってくると思うのです。

だから、この評価を生かすべきじゃないかと私は思っています、それは継続ではなくて、評価された中でも良いと思われる機能をどのようにしてPRにつなげていくのかという部分が必要になってくるのではないかと思います。

これは何かといいましたら、今、動画とか何とかと行っていただきましたけど、そうではなくて、アンテナ的にいわゆる関東近辺で。また誘客、多分これはV S 東京から始まっていますが、東京から人を誘客していくといったことをしないのか、改めてでもするのかを教えていただきたいと思うのです。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

今後、ターンテーブルの機能をどうしていくのか、令和8年度の契約満了以降はどうするのかということをございます。

ターンテーブルが持っております情報発信機能等につきましては必要と考えておりますので、今後、地域商社や経済産業部、関係部局と提携しまして、効率的な状況発信やPR方法について検討していきたいと考えています。

仁木啓人委員

1年前には、契約をどうするかという判断をしていかなければいけないわけです。なぜかという、県がターンテーブルの建物全般を借りて転貸借契約しているわけなので、その分、県が転貸借で減額というサービスをして貸している部分、県が負担している部分を広告、PRの対価ということで、議会は承認しているわけです。

だから、その部分を継続してアンテナ的な部分をしていくのだろうと。

なぜこれを聞くかという、ターンテーブルの効果を求めたときに、県産品がどれだけターンテーブルを介して売れているのかとか、単なるターンテーブルの計上だけで判断するのではないということで議論してきたと思います。それを継続するためにどうしていくのですかという話なのです。

要らない経費というか、評価を頂いた部分の経費、この手法はもういいかもしれないと確かに思うのですけれど、せっかくながつながった向こうとのつながりを、県産品を買っていただけの販路が出来上がっている部分を無くすのですか、それとも拡大していくのですか。それとも維持するのは今いるお客だけで、業者さんにお任せして送っていただけなのですか、どうするのですかという話になってくると思うのです。

そこら辺を整理していかなかったら、1年後にターンテーブルをどうしていくかという結論が出せないと思います。なぜかという、顧客がいるからだと思うのです。

その点、今の時点でどう考えているのか教えてください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま仁木委員から、これまでターンテーブルが周辺の飲食店等々に販売していた効果額をどうしていくのかというところでございます。

令和6年度は3億6,000万円ほどを関与売上げとしまして、ターンテーブルがいろんな関係のところに再販活動をしたり、プロモーションをして販売につながったものを計上させていただいております。

また、ターンテーブルは来年1年間は契約が続いており、運営評価委員会の委員からは、地域商社等の連携とか、SNSの活用とか、ふるさと納税の活用という御意見を頂いておりますので、それらを含めて来年度、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

その後につきましては、先ほど申し上げましたように、地域商社や経済産業部等々、関連部局と連携して、効果的な方法について検討してまいりたいと思っております。

仁木啓人委員

この評価を頂いたところでの項目というか、その課題と方向性の中に、情報発信拠点やアンテナショップとして設置するなら人が多く集まる場所にすべき、現立地に固執せず、渋谷以外も含めた立地を再検討し、情報発信拠点として機能強化を図るべきという意見もあるのです。我々が報告を受けた中でこれを客観的に見れば、1年前の契約というのは適切でないのではないかと。契約を更新していくというのは。立地におけるこの評価の中で言えば、評価を客観的に見たら、その立地ではないのではないのですかという話になってくると思うのです。評価だけを見れば。

これをどうしていくかとか、違う所に目論むとか、今だったら地域商社を利用してと言っていますが、では地域商社が違う所に出すのを支援していくのですかとか、どうい

う考え方になるのか、全く分からない状況なのです。

それを今の段階で言えと言っても言えないでしょうから、多分一緒に持ってこなければいけないです。その契約をどうするのかというのと、それと違うやり方をしますというのかどうなのかというのもあると思うので、そこら辺、今からきちんと選択肢を複数考えていただいた中で、一つだけに固執してしまったら同じようなものしかできないと思うので、いろいろ研究していただきたいというのがお願いです。

これはなぜかという、せっかくこの時点で販路を作っているのだから、徳島の物は良いと思ってくれている業者さんもいらっしゃるの。ターンテーブルの取引先は、最初は徳島出身のお店から始まっているわけではないですか。ここからどんどん裾野が広がっていつているので、ここをどうしていくか、向こうに拠点があったほうがいいのかどうか、そういったこともいろんな選択肢の中できちんと吟味していただきたいと思います。その点、お願いしておきたいと思います。

次は、水産の関係で、これはうちの会派の庄野議員が聞いてほしいと言っていた質問だったのでお聞きするのですけれども、牟岐ですか、出羽島の沖に県が魚礁を設置したと思います。

今、どういう状況になっているのか教えていただければと思います。

野村生産基盤課水産基盤・国営担当課長

ただいま仁木委員より、牟岐にある浮魚礁の現在の状況ということで御質問がありました。

現在、浮魚礁におきましては設置を継続しており、毎年、その辺りで獲れた魚の量を記録というか収集しておりまして、それを継続的に進めていくと。

将来的に耐用年数等がございまして、それがそろそろ近付いてきているということで、その時にどうするかをその地域の方々と相談しながら、今後、今ある浮魚礁にしていくのかどうかも検討していく状況でございます。

仁木啓人委員

漁師の皆さん方は、魚が集まってくる所が必要でして、海の中は潮も変われば状況も変わっていく中で、魚が溜まり着く場所というのは必要になってくると。

その点、例えば廃船を魚礁にできないのかとかいろんな相談をするときもあつたりしますし、漁師の皆さん方とかはそういうところは非常に考えられていると思います。多分ほかにも魚礁をしてくれというところはいろいろあると思います。だから、そこら辺は全般的に県内を俯瞰していただいて、一番良い魚礁の造成に努めていただきたいと申し上げておきたいと思います。

最後、市場はここで良かったですか。現状、市場とと畜場の二つがどういう進捗になっているのか。これだけ聞かせていただいて、質問を終わりたいと思います。

水口みどり戦略推進課長

ただいま市場ということで、徳島市の中央卸売市場のことかと思うのですけれども、本年度5月のまちづくりのワーキンググループで、中央卸売市場について県と市で担当者間

での協議をスタートさせることになっておりまして、11月に市の担当者とこれからの在り方等についてしっかりと話し合っていきたいと思います。それまでに、担当者間で市場の状況の視察や運営状況の資料や情報を頂いたところでございます。

今後、しっかりと協議を進めていきたいと考えております。

福見畜産振興課長

ただいま仁木委員より、と畜場の状況についての御質問を頂いております。

と畜場につきましては、徳島市におきまして、現状の声とか将来の構想とかビジョンについて基本的な構想計画を県にお示しくださいとお願いしているのですがけれども、まだ先方からは具体的な内容についてお示しいたしていない状況でございます。

寺井正邇委員

私から、2問ほど質問させていただきます。

先日、2025年農林業センサスの概数値が発表されました。この中で、人口減少や高齢化に伴う農家数の減少に歯止めが掛からない一方で、農業法人など規模の大きい担い手への農地集積による経営規模の拡大が見られ、将来に向けて土地が引き継がれていくのではと少し期待しております。この要因としては、ほ場整備などの基盤整備が大いに貢献しているものと考えます。

私の地元、阿波市土成町の日吉地区においても、令和6年4月から、事業実施に農家負担が不要なほ場整備事業に取り組んでいただいております。現在、土地の境界確定を完了し、地域で話し合いながら、工事後の所有者を決める換地計画の策定、工事着手に向けた測量設計など県の事業を進めていただいております。

こうした話合いの中で、地区には、かつては貴重な水源であったため池が存在しますが、吉野川北岸用水の完成とともに不要な物となり、この際、このため池を農地として有効に活用できないものかとの意見がありました。また、工事後は農地の所有者が変わることがあるため、田んぼの畔などに点在する墓地を1か所に集めることができないかとのお話もあつたところでございます。

そこで、事務的な事項であると思いますが、農地の有効利用に向けたこのため池と墓地のような事例について、日吉地区がどのように対処していけばいいのかお聞きしたいと思います。

若山生産基盤課長

ただいま寺井委員より、阿波市日吉地区におけるほ場整備のため池及び墓地の取扱いについて御質問いただいております。

日吉地区の事業地区内に、吉野川北岸用水の完成とともにその役割を終えた水源であるため池や墓地が点在していることを認識しているところです。これらを農地として有効利用することや移転処理することで農地の形状などが改善し、営農の効率化につながることを認識しております。

まず、ため池につきましては、登記簿地目はため池であっても事前の埋立てなどによって現況が農地として認められれば、事業を実施するための要件である農地中間管理権を設

定でき、事業により農地として整理することが可能となります。

ただし、ため池の利用としましては、普通所有者による共有地で非相続である場合が多く、農地中間管理権の設定や整備が完了した農地の担い手への貸付契約、また換地処分登記時には相続処理を完了していることが原則必要となることが留意点として挙げられます。

続きまして、墓地については、墓地を事業区域内に編入し、換地計画により1か所に集約する場合には、農地以外であることから、その権利者から地区編入の同意書が必要となります。また、新たに墓地を設ける場合には、市町村との墓地埋葬に関する協議を行う必要もございます。これらの対応につきましては、これまで実施してきました事例も参考に、土地改良区など地元関係者の皆様と円滑な事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

寺井正邇委員

実は私、この日吉地区水利組合の理事長をしておりまして、今、その区間整備の先頭に立ってやっているところでございます。

御存じのとおり、過去の中で、農地中間管理機構の事業をもう既にやっていると思うのですが、県南では既に事業をやっている所は何箇所かあるわけでございますけれども、本当に一番問題になるのは、墓地の跡をどうするかとか、地権者がため池の相続ができていないとか、そういう事例がいっぱいあるわけでございます。その中で、せっかくするのにこの池が埋まっっていて、一緒に基盤整備ができたらいいのにとかいう大きな問題を抱えているわけでございます。

今、お聞きしましたが、やり方があるということでございます。もっとシンプルに事業ができるように、処理ができるようになればいいと感じるわけでございますけれども、農地中間管理機構の事業が始まってもう何年になるのでしょうか。

若山生産基盤課長

農地中間管理機構のほ場整備なのですけれども、平成29年度の補正予算で国の新規事業として認められております。本県につきましては、平成30年12月採択の阿南市芳崎地区を皮切りに、現在、県内7地区で実施している状況となっております。

寺井正邇委員

平成30年ということは、もう7年を超えていると思うのです。

実は、我々の日吉地区水利組合でやることになったのは、農家の若い人、特に畜産農家であったわけでございますけれども、大型の機械を入れていろいろと作業しているのですが、余りにも土地が狭く非常に効率が悪い中で、我々のところに基盤整備をやってくれないかとお話があったわけでございます。すぐ役員会を開いて対応した中、みんなでやろうじゃないかという話になったわけでございます。

その中でも、7年を超えているのに、もっとシンプルにといいですか、こういうことが対応できるような世界をつくってもらわないとなかなか事業が進んでいかない、理想とする形の基盤整備ができないこともあるわけでございます。是非、こういうことも含めて、農地法か何か分かりませんが、その辺をもっとシンプルに作業ができるような、法

制化ということも含めながら整備していただければ、本当に有り難いと思っているところでございます。

今後も、引き続きいろいろと事業の御支援を頂きまして、是非完成させたいと思っているところでございます。

もう1点お聞きしたいのは、一昨日の日本農業新聞に新しいスーパーコシヒカリという品種が出てきていて、その種を売りますという話が出ているところでございます。他県では、いろいろな新しい品種、この高温化の中できちんと実るような品種というので、各県の農業関係のところは品種改良をやっているところでございます。

経済委員会でも、何年か前に石井の関係のところに行って、徳島県独自の高温に対する品種ができていたようなお話を聞いたのですが、その後新聞にも出てこないし、どうなっているのかなど、なぜ徳島県独自の品種ができないのかと少し思っております。

その点について、お答えをお願いします。

七條農林水産部副部長

ただいま寺井委員より、水稻の新品種の徳島県における属性について御質問いただいたところでございます。

試験研究の現状を申しますと、水稻につきましては、現在、徳島県独自の新たな開発を約20年行っていない状況でございます。この理由につきましては、毎年、東北地方や国の試験場で新しい品種が順次作出されておきまして、本県におきましては、徳島県に適するであろう品種をそういった試験場から頂戴しまして、その中から徳島県によりなじむものを現地に普及していこうと取組をしております。

なぜ、新品種の研究をしていないかといいますと、本県の試験場におきましては、主に野菜や果樹の栽培試験を主力に行っているところでございます。そういったことから、水稻の品種を新しく作成するとなりますと、相当数の異種の掛け合わせを行って、非常に広大な規模の面積が必要となったり、それに伴う研究員の増員等が必要となります。

こういった水稻の品種改良を専門に行う国の機関や、水稻主力の産地の品種を導入することにより、その作出を省きまして、その代わり、より徳島県になじむものという取組の方針で行っております。徳島県になじむ品種の選定におきましては、通年ベースで大体90品種ぐらいを候補としまして、毎年、徳島県になじむかどうかを評価しているところでございます。

こういった取組の中で、昨今は、にじのきらめきという品種が非常に有効ではないかと決めまして、現在、JAをはじめ生産者の方々にその特性を御紹介したり、試験的に現地で栽培を行っていただいているところでございます。

今年も、現地試験も含め各種調査を行っておりますので、取りまとめを行いまして、来年度作に向けて生産拡大できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

寺井正邇委員

徳島県ではお米の品種改良をなかなかやっていなかったという話ですが、それはずるい考えであって、独自のものができたらという感じもしないではないのですが、それも一つの方法かなという感じはあるわけです。

今、にじのきらめきの話が出たわけですがけれども、私もこの品種ができた時、確か2年ぐらい前に委員会でも早く導入しろと、収量が取れるのであれば早く導入して、徳島県の米作農家がもうかるようにしなければいけないのではないかという話をしたら、なかなか種が無いという中で、ようやくその広がりが見えるようでございます。

これも、つい1週間ぐらい前の日本農業新聞で出ておりましたけれども、にじのきらめきで870kgも取れるという話でした。1回目の収穫は600kg、そして2回目の収穫から270kgという話が、確か日本農業新聞に出ておりました。そんなに取れると、本当に農家は有り難いのですが、ただ2回目の収穫をするのに通常のコンバインでは駄目なのではないかと、先端がくるっと回る汎用のコンバインでないと収穫ができないのかなとも私は思います。

そして今回、皆さんに話しましたスーパーコシヒカリが通常のコシヒカリより20cmほど草丈が短い中で、私も二、三町近くコシヒカリを作っていますけど、本当に倒さないように、息子には倒したらお父さんの稲刈りをしないとされていますので、倒さないような仕組みにしているのですけれども、もう少し収量が取れば良いと感じておりました、例えば大元の新潟県だったら4石は取っています。私も夏に1回見に行ったことがありますけれども、本当にもう草の色が、普通コシヒカリを作る場合は笹色ですが青々としているのです。それでもあの辺は取れるのですけれども、我々は追肥をする、穂肥をするのさえ、倒すのではないかとためらうわけです。

その中で、短稈のスーパーコシヒカリができれば、穂肥をきちんとやって収量を増やすようなこともできるのではないかと思いますけれども、このスーパーコシヒカリを徳島県はどうしますか。導入しますか。試験で作りますか。その点、お伺いします。

沢本勝彦委員長

小休いたします。（11時54分）

沢本勝彦委員長

再開いたします。（11時54分）

水口みどり戦略推進課長

私も、新聞に掲載されていたスーパーコシヒカリの記事は拝見いたしました。短稈で少し晩生の品種と書いてあったと、そのために高温が避けられるということだったかと思えます。大学の名前は忘れましたが、大学の教授が関係して、次の作を作りたい方を募集しているという記事だったと思えます。

まだ県庁では試験に着手していないと思えますけれども、検討材料として考えていきたいと思えます。

寺井正邇委員

少し前向きだなと思えます。御存じのとおり、コシヒカリという品種は全国で34%も使う人気品種で、あの柔らかさで、やはり食味が非常に良いのだらうと思えます。味等々は同一であって短稈であれば、本当に思い切った整備の仕方で収量は取れるのではないかと

感じておりますので、是非、取り組むということでないのですけれども、試験段階でもいいから試してみてもらったら有り難いと思っています。

今年はJAの概算払が30kg、1万5,000円であったのですけれども、本当にここ3年前までは6,000円だったのです。それまではもっと安いときもあったのですけれど、それは1合の玄米が30円だったのです。それで農家は本当に大変だった。それでまだ残っている人たちが、その単価でいけるのではないかという夢を持っているし、希望を持っているのです。

そんな中で、安定して収量を取れる品種があるのなら、そういうものにも乗り換えていきたいというのも農家の知恵ですし、せっかくここで農家が少し夢を持ち始めたところです。援助していただかないと、地域が潰れてしまいます。生産する人がいないのですから。我々団塊世代がもう80歳を越えるわけですから。そんなときに、では誰が作るのだと。

今、テレビを見ておりますと、毎日毎日、2月から4月にかけて米が下がるのではないかと、そんな話ばかりではないですか。農家は本当にこれからも米作りをできるのだろうかという心配がある中で、これで食べていけるのかなど。是非、応援していただければと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

沢本勝彦委員長

午食のため、休憩いたします。（11時58分）

沢本勝彦委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

岡田晋委員

先ほど、報告と説明がありましたターンテーブルの運営評価についてです。

評価委員会の意見として出された成果について、一定成果を上げており評価できると公表されているとは思いますが、課題についても、もっともだと思えます。

そこでお聞きします。9月の本委員会で、ターンテーブルを利用した時の日々の運営についての私の率直な指摘、要望事項の改善について、運営事業者に伝えられて、実施はなされたのでしょうか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、9月の委員会での御指摘、要望事項の改善について御質問を頂いたところでございます。

ターンテーブルは、県が賃貸借して整備した施設を、県産品の利用や販売、PRなどの条件を付した上で運営事業者に貸し付けることにより、運営事業者の責任において効率的で質の高い、民間ノウハウを生かした運営、経営を行っていただいております。

委員から頂いた、ハンガーや紙コップ等の詳細な御指摘につきましては、9月26日に速やかに運営事業者に共有するとともに、改善をお願いしているところでございます。

また、11月にターンテーブルを訪問させていただいた際に、委員御指摘の改善が足りて

いないこともありましたので、改めて委員の御意見をお伝えさせていただいているところでございます。

岡田晋委員

9月の委員会での説明は、運営事業者と連携を密にし、顧客満足度を高める取組を進めてまいりますとのことでありましたが、説明によると、ハンガーの数や粗末な紙コップはそのまま、何ら改善はなされていません。

そういったことで、今後の運営についても危ぶまれます。そんな現状を考えると、年間4,500万円の家賃を払って1,500万円の収入で、県の持ち出し3,000万円の価値は感じられません。

運営評価委員会から出された方向性の中で、現在の立地や景観にとらわれず、徳島県をあえて前面に出さないという施設運営のコンセプトの見直しが必要です。これはまさしく、現在のターンテーブルをやめて、別の方法で徳島県の認知度を高める県産品の販路拡大を図るほうがいいと思いますが、アイデアがあればお聞かせください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、ターンテーブルの今後について御質問を頂きました。

ターンテーブルにつきましては、運営評価委員会の御意見に加え、今後は首都圏だけでなく、大阪、京都、福岡などインバウンドが集まる地域で農林水産物等のPRを行っていく必要があること、県産品の販路拡大を担う地域商社として、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構が設立されたこと、施設が開設10年の節目を迎えること、築29年を経過して老朽化や雨漏りの箇所が見られること、さらに施設所有者であります東急株式会社から契約継続を希望しない旨の意向が示されたことなどを総合的に勘案しまして、現施設の賃貸借契約を更新しない方向で考えております。

なお、ターンテーブルにおきましては、契約満了期間が令和9年3月までになっていることから、令和8年度は、しっかりと県産品の認知度向上を図る具体的に努めてまいりたいと思っております。

今後につきましては、地域商社や経済産業部等、関係機関との連携を密に、効果的な新手法を検討してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

最近、徳島プロモーションとして、羽田空港に食の宝島徳島55分羽田→徳島、ふるさと徳島と、すごく目に付く柱広告がありまして、認知度向上に役立っています。

また、現在のターンテーブルの一角で販売するのでは、利用した人しか知ることができません。そういった意味で、徳島産品の物産展なんかも場所を変えて実施し、物品も部局を超えて、より多く集める必要があるかとも思います。

そして、実施方法も委託に頼らず、限らず、職員さんが直に都会の消費者ニーズを把握し、販売のノウハウを学ぶ、そして施策に生かしていく方法が考えられます。

それについてのお考えをお聞かせください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、今後の効果的なPRの実施方法や、イベント等の職員の関わり方について御質問を頂いたところでございます。

職員自身が現場に立ちまして、消費者の反応を直接肌で感じて、県産農林水産物の認知度向上と販売拡大を図ることは重要であると認識しております。そのため、今年度におきましても、地域商社と連携しまして県職員も自ら現場に立ち、一緒になって販路拡大の取組を実施しているところでございます。具体的には、首都圏では8月23日、24日に埼玉県で開催されました南越谷阿波踊りにおいて、県のPRトラック阿波ふうど号も出動しまして、県産農林水産物のPRを実施したところでございます。

また、10月21日、22日には、東京の大手町タワーでみずほフィナンシャルグループと連携し、あおまる47物産展に徳島県ブースを出展してPRしたところでございます。また、期間限定のポップアップとしまして、経済産業部がKITTE大阪で11月、さらに今週末、12月12日から14日は京都河原町ガーデンで四国4県連携の物産フェアを実施する予定でございまして、これらのイベントにつきましては、業務を委託先に任せ切りにするのではなく、県職員も共に現場に立ちまして、県産農林水産物や県産品の認知度向上と販売拡大を図っていくところでございます。

今後も、職員の現場で得た技術やノウハウを生かして、県産農林水産物や県産品の魅力向上、販売拡大を推進してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

年間4,500万円の予算を投じているターンテーブルの在り方は岐路に立っています。

ターンテーブルはやめて、別の方法で徳島のプロモーションを実施していく方向で検討を進めていただくことを要望して、この質問を終わります。

次に、漁業管理調整課にお聞きします。先ほど報告、説明のありました吉野川の第5種共同漁業権の取消処分についてです。取消処分はやむなしですが、今後の対応案についてお聞きします。

来年1月に設立される吉野川水産振興連絡会のメンバーですが、資料では、県、流域市町、河川管理者等となっています。

そして、吉野川水産振興連絡会は今後の吉野川における採捕秩序の維持、水産資源の維持、保全に必要な情報の共有や意見交換を実施されるとのことですが、県、流域市町、河川管理者のみでは十分でないと思います。見解をお聞かせください。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま岡田委員より、設置予定の吉野川水産振興連絡会の構成員について御質問を頂きました。

現在想定している構成員でございまして、河川管理者、流域市町、県に加えまして、採捕秩序の維持に向けた監視体制を担う警察、実際に吉野川で採捕されていて中立な立場にある遊漁者、水産資源の保全等に明るい学識経験者などを考えておりまして、関係機関間で情報共有を図りながら、連携協力体制を構築してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

意見交換するには、吉野川をよく知っている、吉野川に関わりのある遊漁者や学識経験者をメンバーに入れないと、本当の意味での意見交換ができないと思います。

現在の案にあります県、流域市町、河川管理者等のメンバーの中に、吉野川の水産資源の維持、保全に必要な情報をよく知っている方をお入れしてはどうでしょうか。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま岡田委員より、設置要件の吉野川水産振興連絡会のメンバーのうち、学識経験者や遊漁者の方について御質問を頂きました。

学識経験者につきましては、現時点では吉野川の水産資源に詳しい大学教員等を想定しているところがございます。遊漁者については、現在、検討しているところがございます。

岡田晋委員

まだ設立されていない吉野川水産振興連絡会ですので、是非とも県において人選をお願いし、より良い実効性のある会になるよう提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、農林水産政策課にお聞きします。11月28日に農林水産省が発表した2025年農林業センサス速報値では、中四国各県の農業経営体が5年前の前回調査に比べて2割以上減って、従事者の高齢化も加速し、山口県は平均年齢が72.5歳と全都道府県で最も高かったとのことでした。

林業経営体も中国地方でほぼ半減し、四国地方で3割強減ったようですが、今年の2月1日時点で農業経営体は個人を中心に中国地方で7万2,300人と、この5年間で25%減り、四国地方では5万800人と22%減った。そして、全国は23%減とのことでした。

個人経営で基幹的な従事者の高齢化も著しく、平均年齢は中国地方は71.5歳、四国地方が68.8歳で、いずれも全国67.6歳を上回っています。最も高い山口県に広島県、島根県が続き、5位が香川県、6位が岡山県、8位が鳥取県と、70歳超えの上位10県のうち6県を中四国が占めています。

気になる徳島での農業経営体数の推移と林業経営体の推移、平均年齢など、前回の農林業センサスからの数値について、分かっている範囲で教えてください。

平島農林水産政策課長

先ほど岡田委員から、2025年農林業センサス速報値の本県の数値について御質問を頂きました。

農業経営体につきましては、経営耕地面積30a以上など一定規模以上の農業を行う者となっておりまして、今回の調査では、経営体数は1万1,270経営体となり、前回の調査と比較しまして3,298経営体、率にして22.6%の減少となりました。

また、林業経営体は、保有山林3ha以上の規模の林業を行う者又は委託を受けて年間200m³以上の木材生産を行う者とありまして、今回の調査では、経営体数は172経営体となり、前回と比較して92経営体、率にして34.8%の減少となりました。

また、個人経営における基幹的農業従事者の平均年齢でございますけれども、本県は

68.9歳となりまして、前回と比較して0.6歳上昇した結果となりました。

岡田晋委員

法人を中心とした団体の経営体全体の3%から4%で組織化が進んだとのことで、1経営者当たりの耕地面積は、中国地方が1.7haで21%増、四国地方は1.3haで16%増と、規模が拡大したようです。

それについて、徳島における経営体の個人及び団体の数値を教えてください。

平島農林水産政策課長

岡田委員から、徳島における経営体の個人及び団体の数値の御質問がありました。

本県の農業経営体のうち、個人経営体数は1万938経営体で全体の97.1%を占めております。また、団体経営体数につきましては332経営体で2.9%となっております。本県の1経営体当たりの耕地面積は1.24haで、前回の調査に比べて12.7%増となっております。

岡田晋委員

今回の2025年農林業センサス速報値を考察し、徳島での農林業を守り維持するための具体的な施策について、こういった取組を進めるのかお聞かせください。

平島農林水産政策課長

今後の取組につきまして御質問を頂きました。

今回の結果では、本県の個人経営体の基幹的農業従事者は、平均年齢が前回の調査と比べて増加し、65歳以上が占める割合も74.1%と前回より2.3ポイント上昇するなど、高齢化は一段と進んでおりまして、担い手の確保は待ったなしの状況と考えております。

そこで、農業経営の段階や形態に応じた施策としまして、担い手の育成、確保を進めてまいりたいと考えております。

まずは、就農前の研修から定着までの段階におきまして、農業支援センターを中心とした関係機関による就農相談や各種支援策の紹介に加え、徳島県立農業大学校や先進農業経営体での実践的な知識、技術の研修を実施するとともに、就農後の定着に向けた資金の交付や農業支援センターによるきめ細やかな巡回指導を行ってまいります。

次に、農業経営の多角化や規模拡大といった発展段階におきましては、スマート技術をはじめ最新の技術を修得できるリスキリング研修の充実を図るとともに、農地の活用や雇用の受皿となる、地域の中心的な担い手として期待される農業法人につきまして、経営課題に応じた専門家の派遣や、農地の集積・集約化などにより経営力の強化を支援してまいりたいと考えています。

さらには、本県の農業の大半は家族労働を主体とした小規模な個人経営体でありまして、このような個人経営体の営農継続を支えることも重要であると考えているところから、農業支援センターによる栽培技術や経営改善の指導はもとより、県単独事業のとくしま農山漁村未来投資事業により、経営規模に関係なく、多様な経営体に対し生産力の強化に向けた機械、施設の導入、整備を支援してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

農林業者は減少しています。その歯止めは掛かりません。しかし、食料自給率を高めるためには生産者の確保が必要です。三ちゃん農業のような昔の農業形態は成り立ちません。それでも、効率のみを追い求めることもできません。

難しい課題を一つ一つ克服して、徳島の農林業が継続できますよう、農林水産部が一丸となって各種施策を実施していただくことを要望して、この質疑を終わります。

次に、徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課にお聞きします。新規就農についてです。頑張っって新規就農された方から、是非検討してもらいたいとの声をお聞きして質疑させていただきます。

新規就農される方に、就農直後の経営確立を支援する資金として月12万5,000円、年間最大150万円が最長3年間交付されます。条件は独立、自営就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること、市町村が作成する人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられているか、また位置付けられることが確実と見込まれることなどが交付要件となります。

これらの条件を満たして、農地を借り、いざ就農となると、まずは農業機械が必要です。農業機械を買う資金は、貸してもらえば購入できますが、作付けするには肥料や種や苗が必要です。そういったものを購入する運転資金が用意できないと、就農は難しいとのことです。

就農直後の経営確立を支援する資金、月12万5,000円では生活するのもままならない状況です。新規就農での作付けに必要な肥料や種や苗の購入資金についての補助や融資や給付について、こういった制度があるか教えてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま、新規就農の際の運転資金などの支援について御質問を頂いております。

新たに農業経営を開始するには、栽培形態により異なりますが、相応の運転資金が必要となってございます。

そこで、新規就農者の確保・定着を図るため、国の認定新規就農者制度により重点的に支援措置を講じることとなっております。具体的には、作付けに必要な費用、種、苗などを購入する運転資金も含めまして、まず資金の交付に関しましては、国の新規就農者育成総合対策事業における経営開始資金として、農業経営開始直後の認定新規就農者に対し、経営が安定するまでの最大3年間、月12万5,000円、年間最大150万円の資金を交付する制度がございます。

また、融資に関しましては、青年等就農資金としまして、認定新規就農者に対し、農業経営を開始するのに必要な資金を限度額3,700万円、長期無利子で貸し付ける制度がございます。

今後とも、新規就農者の確保・定着に向けまして、これらの制度を活用することにより、就農直後の資金面での負担軽減を図り、次代の本県農業を担う意欲ある人材を育成してまいります。

岡田晋委員

肥料や種や苗の購入資金についての支援制度があることが分かりました。
このような支援制度の周知、広報はどうされるか教えてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

先ほど御説明いたしました、国における資金の交付及び融資の制度につきましては、新規就農者に十分伝わり活用されるよう、地域の農業支援センターをはじめとする関係機関からの直接の周知やホームページ、SNSなどを通じた幅広い広報を図ってまいりたいと思います。

岡田晋委員

私に相談された方はそれを知らなかったもので、また直接連絡することも是非ともお願いしたいと思います。

是非とも徳島に来て農業を始めたい、徳島の農業を守っていくとの志を持った若者を育てるためにも、新規就農での作付けに必要な肥料や種の購入資金についての支援制度が活用されるよう、新規就農される方への周知とサポートをお願いして、この質疑を終わります。

続いて、徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課にお聞きします。農福連携についてです。

障がい者と農業者をマッチングする、障がいのある人や高齢者が農業に携わる農福連携が全国で進んでいますが、徳島県についてお聞きします。

どういった農種や作業について農福連携が図られているのか。その実績や現状を教えてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま岡田委員より、農福連携の現状につきまして御質問を頂きました。

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じまして、自信や生きがいを持ち社会参画を実現していく取組であり、また、担い手不足や高齢化が進む農業分野においては、新たな働き手の確保につながるものでございます。

本県における農福連携の取組状況につきましては、県の調査によりますと、令和6年度には、就労継続支援事業所A型32施設のうち15施設が、また就労継続支援事業所B型107施設のうち26施設が農作業の請負を実施しております。請け負った品目としましては、野菜が最も多く約7割を占め、そのほかはシイタケ、果樹などとなっております。

また、請け負った作業としましては、野菜の出荷調整が多く、具体的には収穫物の水洗いであるとか選別、袋詰め、シール貼りなどの作業となっております。

岡田晋委員

農福連携の県の役割について、どういったことをされているのか教えてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

農福連携における県の役割についての御質問でございます。

本県の農業を支えます労働力、人材の確保は重要な課題でございまして、県の食料・農林水産業・農山漁村基本計画において、障がい者の方を多様な働き手として安定的に確保できる仕組みや環境の整備を目指すこととしております。

そこで県では、保健福祉部障がい福祉課はもとより、一般社団法人徳島県農業会議やNPO法人とくしま障がい者就労支援協議会等の関係機関と連携しまして、障がい者の雇用に関する相談窓口の設置、農福連携の理解を深めるためのセミナーの開催、また就労施設と農業者とのマッチングイベントの開催、農業者による障がい者就労施設への試行的な作業委託の支援などについて取り組んでおります。

こうした取組により、農業を通じた障がい者の社会参画の拡大を図るとともに、農業経営における労働力確保を支援してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

農福連携を進め、農福連携に取り組む企業や団体を表彰するため、農林水産省肝煎りで創設されたノウフク・アワード2025の普及、啓発はどうされていますか。

また、今までに徳島県において受賞した事例はあるのでしょうか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

国の表彰事業でありますノウフク・アワードについての御質問でございます。

ノウフク・アワードは、農福連携の優良事例の発掘と表彰を通じて農福連携の輪を拡大するとともに、その価値を発信することを目的としまして、農林水産省をはじめとする関係省庁と関係団体により実施されております。

このノウフク・アワードについては、農業支援センターやNPO法人とくしま障がい者就労支援協議会を通じまして、チラシの配布やポスターの掲示により普及啓発を図っております。

また、本県における受賞例については、県内の農業法人4社が設立した株式会社菜々屋が共同して障がい者就労施設を立ち上げ、JAなどと連携しまして、県内全域で障がい者の施設外就労を実施しております。

障がい者の特性や体力に合わせた農作業の細分化、また安全性の確保、農作業を通じた障がい者の一般就労の支援などの取組が高く評価されまして、2021年には審査員特別賞、2024年には最優秀賞に選ばれております。

岡田晋委員

今後、農業の人手不足を補うためにも、農福連携は欠かせないと思います。特に、農家と障がいのある人や高齢者をマッチングするには、県が障がい者と農業者を仲立ちするコーディネーターを配置し、依頼された農作業が円滑に行われるように、マニュアルや作業動画を作成するなど細やかな対応が必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

障がい者と農業者のコーディネートの在り方、またマニュアル化などについて御質問を頂きました。

農福連携の推進に当たりましては、農業者にやってほしい作業と障がい者ができる作業をマッチングさせることが重要であります。

そこで県では、一般社団法人徳島県農業会議に障がい者の雇用に関する相談窓口を設置するとともに、特定非営利活動法人とくしま障がい者就労支援協議会に作業を依頼した農業者と、作業を受けたい障がい者就労施設をきめ細かくマッチングする職員を配置し、その役割を担っていただいております。

また、障がい者就労施設の支援員や障がい者の方が、あらかじめ農作業の理解を深められるよう、作業の様子やポイントが分かる動画を作成しております。

今後とも、農業者と障がい者双方の目線に立ったきめ細やかな対応により、農福連携を推進してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

是非ともコーディネーターの配置を検討していただき、徳島県の各地で深刻化する農業の人手不足解消策として、県内各地に農福連携を普及していただくことを要望して、この質疑を終わります。

次に、みどり戦略推進課にお聞きします。堆肥の利活用についてです。

化学肥料の価格が高止まりする中、農産物の栽培に堆肥の利活用を進めてもらおうと、佐賀県は堆肥の利活用に取り組む優良事例を紹介しています。各作目での使用状況や効率的に散布する機械の効果について、農家の声も盛り込んでいます。

ウクライナ情勢などによる化学肥料の高騰を受け、堆肥を生産する畜産家と、使用する耕種の関係者が連携する佐賀県堆肥利活用推進協議会を2022年に設立し、2022年から2024年度に佐賀県は、さが堆肥利活用スイッチ事業で、化学肥料主体から堆肥を使う生産体系への切替えを後押ししています。

その中で、各地区ならではの事例が取り上げられています。堆肥は牛、豚、鶏各種の使用例があり、作目は米、麦、ミカン、花きなどで使われました。堆肥の搬入や散布方法、経費の試算、県の事業で導入したストックヤードや散布機械についても説明して、堆肥を混合したオリジナル培土の販売も手掛けました。耕種農家は、良質な堆肥を作る米はおいしい、化学肥料の使用量が格段に減った、畜産農家には稲わら活用事例を提供し堆肥をもらおうという地域循環の仕組みができたなど、土壌改良や地域循環型の取組について成果を伺っています。

県には、優良事例を参考に堆肥活用を積極的に進めてもらい、資源の地域循環が促進されればと期待しています。こういった堆肥利活用の事例紹介を徳島県でも行ってはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

水口みどり戦略推進課長

堆肥の利活用についての御質問でございます。

近年、世界情勢の変化を背景とした肥料や飼料などの生産資材の価格急騰により、輸入資材に過度に依存しない生産体制の構築が一層求められているところでございます。

県内ではこれまで、県南部における地鶏から発生する鶏糞で作った有機肥料で野菜や飼料米を栽培するとともに、野菜の高品質化やブランド化を図る地域資源循環モデルの創造、

県東部における鶏糞と廃菌床を混合した堆肥の生産と農業への活用による生産性の向上、県西部における鶏糞のバイオマス発電燃料への活用と、それにより発生する鶏糞焼却灰の肥料への利用など、各地域において資源を有効活用した循環型農業が実践されているところでございます。

さらに、耕畜連携をより一層推進するため、県の関係機関、民間団体等で構成する耕畜連携プロジェクトチームにおきまして、令和5年3月に畜産、農産双方の取組事例などについて情報交換を行い、課題を明確化するとともに、畜産農家と耕種農家とのマッチングをはじめとする今後の推進方針を定めるなど、稲わらやWCSを畜産農家に供給し、畜産農家の、堆肥を農地へ還元する耕畜連携の取組を推進しております。

また、堆肥の利活用を希望する耕種農家への情報提供のため、畜産農家をはじめとする県内の堆肥供給者の情報を収集し、掲載の了承が得られた方の情報を県のホームページにおいて公開するなど、双方の連携が図られるよう支援を行っているところでございます。

今後とも、堆肥等を活用した適正な土づくりを推進するとともに、県内外の優良事例の情報収集や適切な情報発信を実施することで、持続性の高い循環型農業の推進を図ってまいります。

岡田晋委員

先に述べました佐賀県の事例を参考に、徳島県でも、化学肥料の高騰を受けた農家経営対策のためにも、是非堆肥の利活用に取り組む優良事例を紹介する取組を実施していただくことをお願いして、私の質疑を終わります。

仁木啓人委員

ターンテーブルについて聞き忘れていたのですけれども、その前に、吉野川の第5種共同漁業権取消処分についての資料中で、命令の内容はいつの時点での、どの部分での命令なのか教えてもらいたいです。いわゆる県が毎年告示している量をその命令でという意味なのかどうか、教えてください。告示であれば、どの告示なのか教えてください。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま仁木委員より、命令の時期といつの告示に基づいてなのかというお話でございます。

令和7年1月8日に命令を出しており、毎年3月に増殖目標数量を告示していますので、今回の場合は、令和7年3月の告示に対してということでございます。

仁木啓人委員

告示の資料について、見方が悪いのかどうか分からないのですが、質問したかったのは、アマゴは2万尾で2倍以上できているではないですか。すごいなど。だけど、ほかのアユだったら半分とか、ウナギに至ってはゼロ。

この数字でなぜウナギがゼロなのかなとか、社会情勢的にあれなのかと。例えばニホンウナギは絶滅しそうな感じだから仕入れられなくて、ニホンウナギに固執した結果、このようになってしまったとか、ウナギはどのように増殖したらいいのかとかも分からないの

で、基本的に教えてほしかったんですが、アマゴを見たらたくさん出ているけど、告示を見たら6万尾と書いているのかなと思ったりもして、見方が悪いのか、6万尾と2万尾との違いを教えてもらえば有り難いです。

嶋村漁業管理調整課長

アマゴの告示でございますが、実際は令和7年3月で2万尾に変更していたと思います。

ウナギに関しては、一部の漁協が市町村の補助事業を活用して放流されているところがございます。その補助分を除いた結果、ウナギに関しては若干放流していたところなのですが、実績として自分のお金で流したのがゼロだったということで、ウナギについてはゼロとなっております。

あと、ウナギの増殖について、どのようにしているかというお話を頂きました。こちらについては、ウナギの養殖業者の方から小さいウナギを調達しまして、それを放流して増殖を行っているところでございます。

仁木啓人委員

基本的にこの命令というのは、増殖というか放流したという全体数ではなくて、自費で何かししたという部分が、その命令の範囲だという理解でよろしいですか。分かりました。この数字だけを見たら何かなと思って、それで聞かせていただきました。

アマゴの2万尾は途中で変えたと言うんですけど、令和7年3月21日に出ているのは6万尾なのだけど、その後で変えたということですね。

嶋村漁業管理調整課長

実は毎年3月にしているので、令和7年3月に告示しておりまして、3月の時に見直して現状に合わせて少し減らしてございます。誤りでございます。

仁木啓人委員

現状に合わせてというのは、全体の現状に合わせてということですね。当時に放流しているのが実際は5万4,600尾ということなので、そうなのかなと思います。ここについては、数字のおさらいをしたかったのでお聞きしたところでございます。

それで、ターンテーブルで聞き忘れていたのは、前に控室で申し上げていたのですが、今いろいろ、年間2,400万円の経費だといって全体で県が負担していただたのですが、実はコロナの時はもっとしていたと思うんです。いわゆるリフォームというか、コロナの時に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、どんどんリニューアルしていった。

運営費の補助というのは実際には出ていません。今まで全く出ていない。それも理解します。県が経営に関与しているわけではないから、ただ単に転貸借で浮いた分をPR用として考えるという話で立て付けて、こちらでも理解しています。

それでいいのですが、今まで県からターンテーブルに、ターンテーブルの運営というよりも建物とかもろもろ、転貸借以外に県から税金を投入した金額というのは、どれぐらいあるのか教えてください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ターンテーブルへのこれまでの投入金額でございます。

当初、県は物件を年間5,000万円でジャパンアセットマネジメント株式会社から賃貸しまして、株式会社Turn Tableに2,000万円の家賃で転貸して、毎年3,000万円の負担を差し引いていただいております。

令和6年度までの8年間の家賃の総額につきましては、賃料が約3億7,900万円、株式会社Turn Tableから県への支払が約7,900万円で、差引き約3億円となっているところでございます。それと、当初のやり替えの工事費などがその中にあるということでございます。当初の工事費と敷金を含めると、約6億3,000万円となっております。

仁木啓人委員

6億3,000万円というのは、コロナの時にあれをやったのも入ってですか。全部含めてですか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

6億3,000万円は、コロナの時に一部リニューアルした工事費も含んだ金額になっております。

岡田晋委員

関連ですけど、吉野川の漁業権のことで、自己資金で増殖命令に従わなかったと言ったけど、その資金というのは、漁業権を付与して遊漁券を売った収入というのが原資になるのですか。教えてください。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま岡田委員より、放流の自己資金についての御質問を頂きました。

全額が遊漁料というわけではなく、組合員からの賦課金、そちらも遊漁者と漁業者がそれぞれ応分の負担をするということになっておりますので、遊漁料だけではなく、賦課金とその他費用を充てております。

岡田晋委員

ということは、遊漁券を売っていますよね。組合員もいますよね。その中で履行されなかったということですね。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま岡田委員より、質問がございました。

遊漁券を売って、組合員がいるのにできなかったということなんですが、おっしゃるとおりでございます。

岡田晋委員

取消処分の話なんですけれども、やはり今後のことを考えていただくように、次回の委員会でこの件について質問します。

岡田理絵委員

先ほど、仁木委員が徳島市の中央卸売市場と、と畜場の現状の質問をされていたんですが、その話というのは、今までに委員会で報告したことはあったのですか。

水口みどり戦略推進課長

中央卸売市場の件に関しまして、今年度はこちらの委員会での報告はしておりません。

福見畜産振興課長

徳島市立食肉センターにおきましても、報告はしておりません。

岡田理絵委員

県のものなら当然、県が進めていく話というのは分かりますし、それと徳島市の中央卸売市場は四国で一番で、中四国でも二番目という、かなり重要な卸売市場の役割を果たされていることも十分に分かるんですけど、徳島市のものであって、県のものではない現状です。

いろんな構想が出されていて、調べていたら、平成31年3月に徳島市で中央卸売市場基本構想策定協議会が立ち上がっていて、その時に、2025年には新しくできていますよねみたいな、かつての計画があって、進めていく予定であったようなものがあるんですけど。何が言いたいかというと、今、中央卸売市場について県がマリンピアの埋立地を用意してとか、噂話程度で聞いている話はあるんですけど、正式な話の出所もないし、まだ予算が発生していない段階での打合せなのか、協議なのか、協議にもなっていないけど話を進めているかもしれませんが、少なくともこんな話があって、徳島市とこういう話を進めていますという状況報告は、これからは是非委員会に丁寧に経過報告していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

水口みどり戦略推進課長

岡田委員のおっしゃるとおりだと思いますので、その都度、しっかりと御説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

福見畜産振興課長

ただいま岡田委員より、御質問を頂いております。

徳島市立食肉センターにおきましても、岡田委員がおっしゃるとおり、報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

岡田理絵委員

私たちが議会として予算を認める、認めないというのも、過程を知らなければ、認める、認めないというところの賛成、反対の立ち位置に立つときに非常に厳しいものもあります

し、県として何を目的としてどうしたいのかを理事者側からも伝えてもらわないと、私たちの判断材料にならないところもありますので、推測とか憶測とか、今までの情報とかいうのではなくて、きちんと議会の委員会でやり取りする形式を取っていただけるように強く要望したいと思います。

今、その2点を挙げましたが、今後も引き続き、新しい情報や予算が掛かってくるとか、事前委員会では調査船の話もありましたが、大きく変わるところであったり、変わるだけではなくて作る段階で、こういうことが必要だから、こういうものを作るのに予算を考えていますと。皆さん、予算の時期になったら一気に上げてくるんですけど、そうではなく、その都度、先ほどの必要となっている時期、タイミングに、当然、今老朽化してきているものもたくさんありますし、新しいものに替えたほうが効率がいいし、そのほうが経費が安いという場合もあります。やりたいときは、その時その時に上げてきてもらったほうが、私たち委員としても、その時その時で判断していけるので、しっかり審議できると思います。その旨、是非要求させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

重清佳之副委員長

今の件、この二つは県がするのか。なぜ徳島市のことを県で、ここで言わなければいけない内容なのか。今、これはどこまで関連しているのか。県は関係ないのではないのか。分からないので、何が関係しているのか教えてください。

七條農林水産部副部長

ただいま、青果物と水産物を取り扱う市場でございます中央卸売市場、もう一つは徳島市のと場について、重清副委員長より御質問を頂いてございます。

まず、中央卸売市場につきましては、副委員長が御指摘の件ですが、徳島市の所管でございまして、岡田委員のお話にもありましたように、現在、徳島市の新市場整備基本構想が策定されており、その内容につきましては、当然、市が老朽化した卸売市場の再編に向けまして、現在の場所での建て替え、あるいは他の用地取得の上での建て替え、いずれかで進めるという構想となされているところでございます。

ここ数年来、様々な県市連携の枠組みの中で、老朽化した中央卸売市場は、特に農林水産物の出荷や県内への供給の物流に大きな役割を果たしておりますので、新たな市場について、その概要、早期の整備を一緒に考えていきたいと思いますということでございます。現在、これを県がするといったお話はございませんので、徳島市の整備に当たり、いろいろ助言、連携をとっていきたいと考えております。それが現在の状況でございます。

一方、と畜場につきましては、まだ中央卸売市場のような再編の構想も認知されておられませんので、具体的な協議が進んでおりません。このような中、数次にわたり市から整備の協力依頼等、御要望などをいろいろ頂いているところでございますが、県としましては、徳島市の方針を明らかに取りまとめた上で、具体的な御要望を頂きたいということでお返ししている状況でございます。

いずれの施設につきましても、現在、県がするとか、あと予算、費用を伴うものを約束したものではありませんので、御理解いただきたいと思います。

重清佳之副委員長

まず市町村がやることを市町村が考えて、県が協力できることは何かなどと思うんですけど、今の段階で何もないんでしょう。ここに上がってくる状況ではないし、市がすることに、県がこちらにするんですかという、ここら是一套どういう基準を設けてやっているのか。これだったら、今、市町村から上がってくることを全部ここでやっていくのですかと。

今から話に乗ってくれるんですか。何々をしたい、拡張がしたいと言いますと、今ここで県が聞いても構わないということですか。いろんなことをやってくれるんですか。今、県がやることは県、市町村がやることは市町村という区別はないのですか。ちょっと分かりにくくなってきているのですが。ここらをきちんと整理していただけないですか。

それと、これはまたこれから分かってくるだろうけど、先ほどの吉野川の件、私は聞いていて分からなかったのですが、みんな分かったのかなと思って。アマゴについて、どういう説明をしているか分からなかった。もう一回、分かりやすく説明してください。この数字と何が違うのか。6万尾というのは何なのか。今、何を根拠に話をしたんですか。

嶋村漁業管理調整課長

アマゴの数量でございます。この資料では2万尾が目標増殖量となっているのですが、実際に告示で出した数量が6万尾でございます。今、こちらの資料は数字が誤っているのを確認いたしました。大変申し訳ございませんでした。

実際は6万尾が正しく、資料は訂正をさせていただければと考えております。

重清佳之副委員長

資料が間違っていて、今までこうやって聞いていても、何も知らない顔して見せておいて、今になって聞いて初めて間違っていましたというのは、違うのではないですか。途中で気が付いていたのではないですか。これは訂正するべきだったと思いますけど。聞いていて分からなかったから。6万尾が正解で、この資料の2万尾が間違っていたと。この2万尾というのは、最初からずっと間違っていたのでしょうか。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま、数字の誤りの件についての御質問です。

当初は6万尾としていたところですが、資料作成中に勘違いで2万尾としてしまったのを気付かずに、このまま提出してしまいました。大変申し訳ございませんでした。

重清佳之副委員長

そうしたら、今回、組合との話をいろいろしている時も、6万尾でやっているんですよね。今回、今日出してきた資料だけが2万尾ということによろしいですね。

次からは、二度とこういうことがないように要望して終わります。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、申し上げます。

扶川議員から発言の申出がありました。委員外議員の発言につきましては、議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

耕作放棄地のことをお尋ねするんですが、ターンテーブルについての意見も、一言言わせていただきたいと思います。

沢本勝彦委員長

委員各位にお諮りいたします。

扶川議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

扶川敦議員

最初はターンテーブルの話。短いのですがすぐ終わるのですけれども。

ターンテーブルとほかの県のアンテナショップの物販について、一桁も違うというのには驚きましたけど、固定したアンテナショップは経費も掛かるので、通販なんかの利用拡大に伴って全国的なアンテナショップは減っているようです。

その中で、東急株式会社が継続を希望しない中で更新しない方向で進めるという答弁があったのは、それでよしと思いました。

別のところに金を掛けて固定したショップを設けるよりも、SNSやふるさと納税なんかを活用して、一種の物販、通信販売です。別の形で情報発信するという方向性も正しいと思うのですが、念のために確認しておきたいのです。

新たなショップというのは設けないのですね。仁木委員さんからも質疑がありましたが、近隣の協力店へのフォローの仕組み、それはちゃんとフォローしながら、行事で出掛けてキャンペーンをすとか、通販を利用するとかいう形を使って、新たには設けないと。確認しておきます。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、ターンテーブルを今後継続するのか、どうするのかとの御質問です。

先ほども答弁させていただきましたとおり、まだ1年残っておりますので、そちらについてはしっかりと対応して運営していく形を取らせていただきます。

令和9年度以降につきましては、関係部局と地域商社等と連携して検討してまいりたいところでございます。

扶川敦議員

検討してまいりたいということは、ショップを新たに作ることも含めた検討ですか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

首都圏に限らずいろんな所でも、全体的なPR戦略の中で検討すると考えておりますので、今後の方向性につきましては、経済産業部、関係部局、地域商社等と連携して検討を進めるということでございます。

扶川敦議員

一等地を借りて、経費がたくさん掛かるでしょう。大阪の事務所の下に小さく店を出していますけど、あそこそ人が来ていないでしょう。だから本格的に人が来るような所を借りようと思ったら、大きな経費、億単位の経費が掛かると思うんです。

それも含めて可能性として検討するのであれば、他県の状況、収支の状況をきちんと調べて、費用対効果が確認された場合に踏み切らなければ、また失敗すると思いますので、よろしいですか。よろしいですね。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

他県は、いろいろな取組、ポップアップ等々をして、県産品でもやっておりますが、いろんなところの方法を検討させていただいて、関係部局と連携しまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

扶川敦議員

耕作放棄地の問題をお尋ねします。

農地の分け方というのは非常にややこしいです。今回、初めてきちんと勉強しましたが、農地法では耕地と遊休農地と非農地に分かれる。荒廃農地の調査では、荒廃していない所と荒廃している所があって、荒廃している所は再生可能か再生困難かで分かれる。

農林業センサスでは、経営農地があって、その経営農地の中にも1年間何も使わなかった田畑があって、それ以外のところが農家の申立てで耕作放棄地と見なされる。こういう分け方だと思いましたが、私が確認したいのは、耕作放棄地の中でも手を加えたら再生の可能性があるA分類の荒廃農地がもはや林野化してしまうという、復元できないB分類の荒廃農地になってしまっているのではないかと、それが心配なんです。現に地域へ行くと、田んぼの真ん中に林ができていようなどころもあります。

この現状を把握していたら、数字を教えてください。推移も含めてお願いします。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま扶川議員から、耕作放棄地の発生状況におけるA分類とB分類での状況の報告をという御質問を頂戴しました。

荒廃農地につきましては、農林水産省が実施しております、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づいて市町村及び農業委員会が現地調査を実施し、農林水産省において取りまとめたものでございます。

議員からも御案内のように、再生利用が可能な荒廃農地につきましては、いわゆるA分

類とされまして、荒廃農地のうち抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能と見込まれるものをA分類、荒廃農地のうち森林の様相を呈しているなど、農地を復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況からして、農地として復元しても継続して利用することができないものに相当するものがB分類とされております。

直近の数字としましては、令和5年の調査でございますけれども、徳島県におきましてはA分類で1,464ha、B分類で1,722haの荒廃農地の調査が上がってきているところでございます。

扶川敦議員

B分類になると、遊休農地とみなされないものの農地ではなくなっていく。これで、農地法に基づく耕地面積がどんどん減っていつてしまっているのは、農地の転用もあるかと思いますが、また後で数字を教えてください。非農地に変わってしまう問題も含まれているのではないかと思うんです。

今おっしゃったような1,464haが、今危機に瀕していると言ってもいいと思うんですけど、農業振興地域の中にこういうものがあつたら、一生懸命手当てして、何とか農地に復帰させる努力をしようと思うんですけど、そうではない所にこれがあると、みんな見放されて、山だったら本当に山林になるし、平野部でも林になってしまつて取り返しがつかなくなるのではないのでしょうか。

こういうものについて、県として戦略的にどういう対応をしていくのか、お尋ねしたいです。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま扶川議員から、荒廃農地の解消についての県の方針ということで御質問を頂戴いたしました。

議員がお話しのとおり、農地は食料の安定供給の基盤でございます、農地の有効活用を図る上で耕作放棄地の発生防止及び再生は重要な課題であると認識してございます。また、相続等によって農地を引き継がないなど、管理が困難な事例も出てきていると認識してございます。

このような中、課題に対しては、県外在住などで耕作できないなどの所有者からの御相談に対して、市町村の農業委員会では農地中間管理機構と連携して、除草等の管理作業の委託先や、マッチングのための貸付希望申出書の提出などの御案内を行っているところでございます。

先ほども申し上げました市町村の農業委員会では、農地パトロールを毎年実施させていただいていて、現に遊休化している農地が確認された場合には、所有者に対して、自ら耕作する意思があるか又は貸付けを希望するか等の意向調査を行わせていただいているところでございます。この調査によって、農業用地の貸付けを希望される場合につきましては、耕作者へのあっせんや利用調整を進めることになろうかと思っております。なお、市町村や農業委員会の活動については、県から交付金等による支援を行っているところでございます。

ただ、所有者さんが直接耕作放棄地を解消することにつきましては、農地法において、

農地において所有権等、利用権を有する者は、農地の利用上の利用を確保することとされている中、県としては、継続的な利用促進の観点から、所有と管理が一体となっていない耕作放棄地については、所有者に代わって、担い手、集約化を行う継続的な使用が確保される取組を重点的に支援していくことで、施策を進めさせていただいているところでございます。

扶川敦議員

時間がないので簡単に申し上げますけど、私の近くでも、田んぼの真ん中に遊休農地が10mから200m、かつてビニールハウスをしていた間からこんな太い木がによきによき立って、これを何とかしてほしいという近所の迷惑との声を受けて、半分ぐらいやっつけましたけど、幾らでやれるかといったら、どんなに安くても50万円掛かるものを30万円まで値切りましたけど、10aです。約10aで30万円を掛けてもやりません。本当に取り返しがつかなくなる農地が平野部にも生まれつつあります。

これに対して、今おっしゃったように耕す、これからやっていこうという活用と、所有者の意思が一致しない場合、やるという確認ができたときに補助するのでは駄目です。間に合わない。そうなってしまう前に、所有者が自分でどうにもならないんだというSOSの声を上げたときに一定の手当てをしてもらわないと、最初からするだけです。

このぐらゐの木が生えてくる。1年、2年たつとこのぐらゐの木になってしまう。そうになると、根が張って重機を入れないと農地には戻りません。

今の制度、国も10aに2,000円や3,000円の補助金なんて、そんなものはないようなものです。今おっしゃったように県も、後継者で、例えばきちんと土地や遊休農地を借りてやっていこうという人に10a当たり14万円のお金を出すという仕組みですよ。これだけでは足りないんです。予防的な支援をしてほしい。

時間もないので、是非やってほしいと思うんですが、いかがですか。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま、予防的な形での耕作放棄地の解消の支援について御質問を頂戴いたしました。

繰り返しで大変申し訳ございませんが、耕作をされない所有者が解消するという形になった場合、農地の場合は非常に草が生えて木になるスピードもかなり早く、その効果を確認していく中で、私どもとしては、所有者に代わって耕作してくださる方に対する支援を重点的にさせていただいているところでございまして、この形でしっかり効果が出るようにPRしながら、進めさせていただければと思っております。

扶川敦議員

私の家もあるんです。もっと狭いですけど、半分ぐらゐですけど。何週間か前に草刈り機で一生懸命刈りました。その前は1回やってしまっ、重機を入れてもらったんですけど、大変です。ここは借りてくれないんです。希望があったから、自治体に対して貸したいと言ったんです。農業委員会に借りてほしいという登録をしているんです。借りてくれない。

そんな農地がどんどん林になっていくんです。そういう所でも何とかしたいと思って、

私はまだ足腰が立ちますからやりますけど、できない人がどんどん生まれているから、あっちもこっちも草だらけ、林になっているんです。これは何とかしなければいけないということを強く申し上げて、終わります。

嶋村漁業管理調整課長

先ほどの、漁業権取消しのアマゴの件で補足の答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど数字が誤っておりましたが、アマゴにつきまして、無放流魚の放流を漁業権者が行っていたとしても、目標増殖義務の中のメインを占めるアユについて放流ができていなければ、水産庁の通達によりますと、全ての魚種の漁業権を取り消さなければならないとされており、仮にアマゴでできていたとしても、漁業権は一体でございますので、主要魚種のアユでできていない場合は漁業権を取り消さなければならないと、追加で答弁させていただきます。

沢本勝彦委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第15号、議案第16号

以上で農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件につきましては閉会中に調査することとし、その旨議長に申出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（15時58分）